

平成24年第3回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成24年6月5日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月5日午前9時8分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 総 合 政 策 課 長 総 務 財 政 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 経 済 建 設 課 長 監 理 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 岡 田 仁 大 浦 孝 夫 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 水 谷 隆 英 塚 本 敏 孝 植 田 充 彦 宮 崎 充 弘 今 村 雅 勇 島 野 千 洋
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美子 田 中 政 子

<p style="text-align: center;">町長提出議案 の題目</p>	<p>承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）</p> <p>議案第 35 号 平群町税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 36 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 37 号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 38 号 平群町立保育所条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 39 号 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 40 号 平成 24 年度平群町一般会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 41 号 平群町道路線の廃止について</p> <p>議案第 42 号 平群町道路線の認定について</p> <p>議案第 43 号 本町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて</p> <p>議案第 44 号 平群町土地開発公社の解散について</p> <p>議案第 45 号 西和衛生試験センター組合規約の変更について</p> <p>議案第 46 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <p>諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p> <p>諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p> <p>認定第 1 号 平成 23 年度平群町水道事業会計決算の認定について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p style="text-align: center;">5 番 植田 はずみ 6 番 山口 昌亮</p>

平成 24 年 第 3 回 (6 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 24 年 6 月 5 日 (火)

午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) について) |
| 日程第 5 | 議案第 35 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 36 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 37 号 | 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 38 号 | 平群町立保育所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 39 号 | 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 40 号 | 平成 24 年度平群町一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 11 | 議案第 41 号 | 平群町道路線の廃止について |
| 日程第 12 | 議案第 42 号 | 平群町道路線の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 43 号 | 本町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて |
| 日程第 14 | 議案第 44 号 | 平群町土地開発公社の解散について |
| 日程第 15 | 議案第 45 号 | 西和衛生試験センター組合規約の変更について |
| 日程第 16 | 議案第 46 号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 17 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第 18 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第 19 | 認定第 1 号 | 平成 23 年度平群町水道事業会計決算の認定について |

開 会 (午前 9時08分)

○議 長

おはようございます。

町長より、本定例会会期中、上田監理課長が事情により会議を欠席することになった旨、通知を受けておりますので報告いたします。上田課長欠席のため、監理課宮崎主幹が本会議に出席をされます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集のごあいさつをお願いいたします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平成24年第3回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ことしも田植えのシーズンが到来となりまして、のどかな田園風景が見られる季節となってまいりました。さて、先月の出納閉鎖の結果、平成23年度の一般会計の実質収支は2,795万円の黒字決算となりました。しかしながら、前年度の繰越金や基金繰入金を除いた実質単年度収支は再び赤字となり、非常に厳しい結果となりました。現在その要因を分析しているところでありますが、いずれにいたしましても、これまでも相当厳しくやってきたはずの財政運営がもはや通用しなくなっているようにも思います。これまでのやり方ではなく、大きく発想を転換し、思い切った取り組みが必要となってきたと感じているところであります。

課題となっています小学校再編成につきましては、既に校区ごとの懇談会を一通り終えたところでありますが、一部の校区で動きがありますので、これを慎重に見極めながら今後の対応を模索していきたいと考えているところであります。

幼保一体化につきましても、保護者の理解が得られるよう努めながら、平成27年開園を目指し取り組みを進めてまいります。

国と県から要請がありました震災瓦れきの処理につきましては、まず十分な安全を確認し、担保した上で、住民への丁寧な説明と理解、納得を得ることが大切であると考えています。その条件を整えた上で協力していくことが国民としての努めではないかと考えています。

先般、生駒市におきまして生駒市長と合同の記者会見を行い、両市町の公の施設の相互利用について具体的な協議に入ることを公表させていただきました。

た。

これまで生駒市とは、生駒市井手山屋内温水プールと平群町のウォーターパークの相互利用を平成22年6月17日、協定締結を行いまして、相互利用を行っているところでございます。両市町の住民から好評をいただいているところでございます。

そのほか、生駒市、斑鳩町とは廃棄食用油をディーゼルエンジンの燃料化する事業を平成21年から共同で取り組んでいます。今後、お互いの強みを生かし、両市町の住民サービス、利便性の向上や住民相互の交流促進を図るとともに、施設の利用促進、有効活用に努めることとしています。そのほか、災害時や緊急時の相互連携あるいは地域活性化などの政策面での連携の必要性についても話し合いを行ったところでございます。協議では、年内の早い段階で一定の結論を出し、12月議会に報告あるいは上程の上、来年4月から何らかの施設の相互利用を開始することとしています。

去る5月28日、読売新聞夕刊に掲載されました椿井城跡の記事につきまして御報告いたします。

報道の内容は、タイトルを「見晴らし優先、遺構破壊、立ち木数百本伐採、急斜面削る」として、町は1,500万円をかけて工事に着手し、切岸の急斜面の立ち木を数百本伐採し、遺構内に通路をめぐらせるため、数カ所の表土を階段状に削りとった。かわらの破片があらわれるなどの影響が出始めている。文化財保護法違反の疑いがあるとの内容であります。

まず、この椿井城の取り組みは3年前の平成21年ごろから、地元にある椿井城をより多くの方に訪れてほしいとの思いから、地権者や地元有志により、下草刈りや登城道の整備を進めてこられました。その後、平成22年10月に椿井城跡整備管理組合を組織され、本格的に活動されています。並行して、組合から町への協力要請もあり、下草刈り等について組合と町の共同作業を行ってまいりました。平成23年度において、緊急雇用創出事業の採択を受け、臨時職員を採用し、臨時職員による登城道の整備や伐採、さらには南郭群の下草刈りや本格的な立ち木の伐採を行いました。平成24年3月30日には、南郭群の一定の整備を終えたことをPRするため、大のぼりを設置し、記念式典を行ったところでございます。

新聞報道にある遺構の破壊については、町としては下草刈りや伐採を実施したもので、伐採については森林法による県への届出を終えています。かわらの出土については、地元管理組合の方々が草刈りをしていたところ、草の間から発見されたと聞いており、伐採との因果関係はないものと考えています。切岸についても一定の伐採を行いました。樹木の根は生きており、現時点で表土

の流出のおそれはないものと考えています。金属製のサインの打ち込みにつきましては、手続きが不備でありましたので、昨日付で文化財保護法に基づく届出書を県に提出いたしました。

今後におきましても、歴史遺産を活用した観光政策につきましては、文化財保護法など関係法令を順守しながら、庁内の連携も十分図りつつ、慎重かつ積極的に推進し、平群町の魅力を全国に発信することにより町の活性化につなげてまいりたいと考えています。

本定例会では、平成24年度平群町一般会計補正予算、平成23年度平群町水道会計決算の認定など、承認案件1件、議案12案件、諮問2件、認定1件、合計16の案件を上程させていただいております。いずれも慎重審議いただきまして可決いただきますようお願いいたします、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。はい、局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいま局長が朗読したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により5番、植田君、6番、山口君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月15日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの11日間と

決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

6月 5日（火） 本会議（初日） 午前9時より

一般質問の通告締め切り5日午後5時ということで取り扱いをいたしたいと思っております。

6月 6日（水） 決算審査特別委員会 午前10時より

6月 7日（木） 総務建設委員会 午前10時より

6月 8日（金） 空いてございます。

6月 9日（土） 休会でございます。

6月10日（日） 休会でございます。

6月11日（月） 空いてございます。

6月12日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月13日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月14日（木） 空いてございます。

6月15日（金） 本会議（最終日） 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

5月25日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

議会運営委員会を5月29日火曜日午前9時半から開催いたしました。案件については、平成24年平群町第3回定例会の議会運営について、今回の6月議会の会期の内定、それから町長提出の議案について報告を受けました。

以上です。

○議長

5月29日開催されました議会改革特別委員会の報告を求めます。議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（窪 和子）

議会改革特別委員会を平成24年5月29日火曜日午前9時半より開会をいたしました。案件につきましては、インターネットによる議会中継について審議をしまいましたが、今回は要綱の作成をし、インターネット中継を進め

ることで合意をいたしました。

以上でございます。

○議長

次に、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について、平成23年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成23年度平群町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平群町土地開発公社の経営状況並びに財団法人平群町地域振興センターの経営状況の報告を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長

土地開発公社、地域振興センターの事業報告

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

数ある一般会計、特別会計の中で唯一赤字になったということで、今回繰上充用するということなのですが、二、三お聞きします。去年、22年度は黒字でしたよね、1,000万ほど。単年度ですよ。今年度はいまの報告で2,684万2,000円ということは、前年度より約474万円単年度で赤字になったから、実質収支の赤字がそれだけ増えた、ということなのですがね。

この事業はどんどんどんどん返していくお金も減っていきますし、既にこの間いろいろ説明していただいているように、もともと21億借りてた総額がですね、もう既に国へ返す残りが2億を切るというような段階まで来てるわけです。しかし一方で、きょうの補正にはないですが、滞納も1億円以上あるという、そういう両面があるわけですが。

そこでですね、23年度の国への償還金が幾らだったのかということと、それからその前に、単年度で470万ちょっとの赤字が出たその要因は何なのか。いまの時点で分析してる点をですね、少し説明いただけますでしょうか。

○税務課長

国への償還金ということでございますけれども、公債費の長期債の元金、それから利子、長期債の元金といたしましては約4,218万5,000円、それから利子が572万4,000円となっております。

それから、山口議員さんの御指摘のとおりですね、この事業そのものは最終段階、あと10年で、平成34年度でいわゆる最終の借りられた方が償還を終わるということになります。

財政のシミュレーションをする中では、以前にも御答弁申し上げておりますように、最終的にはこの特別会計の事業としては一般会計を投入するということは考えておりませんし、この中で完全に完結していきたいというふうに思っておりますし、シミュレーション上もそのようにいま現在シミュレーションしているところでございます。

それから、単年度で474万が今年度赤字になったということでございますけれども、そのうち事務的経費、約300万ほど事務的経費がその中に含まれているということで御理解いただきたいと思えます。と申しますのは、コンピュータのそういったリースとかは70万ほどあるわけですが、あとの約230万ほどは、いま現在競売の申し立てを行っている2件、それから前回専決で報告させていただきましたように、裁判のいわゆる申し立て1件とそれから弁護士費用ということで、それが234万6,000円ほどかかっておるわけでございます。その中で特に大きいのは、申し立てで裁判所へ予納金として納めるお金が1件当たり70万必要でございます。これはどこの競売に限らずですね、民間の競売の申し立てであったとしても70万、いま現在裁判所へ予納金として納めなければなりませんので、そういった経緯が中に含まれているということで御理解いただきたいというふうに思えます。

○議長

山口君。

○6番

もう1点。

9月の決算で細かくはまたやりますけれども、いまの時点で23年度末の国への償還残高、これは元金だけになると思いますが。それから借りている住民の皆さんの返済残高、それと3末の要するに滞納金額、これ、いま数字で出ますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

郵政のほうの償還残高をちょっといま現在持っておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

それから、いま現在の23年度の現在の過年度分の滞納ということで1億3,680万ほど滞納があるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

山口君。

○6番

資料は後でいいですけどね、去年聞いた段階、去年の段階では22年度末の国への償還残高は1億6,972万5,000円って、こういうふうに答弁受けてるわけです。先ほどの説明で、23年度1年間の償還金額は元金4,218万5,000円ということ、これを引けば出るということですね。ということは1億2,700万ぐらいまで減ってるということでもいいですか。

そうしたら、あと、この議案の賛否とは基本的に関係ないので、あと、住民の皆さんの返済残高については後で結構ですから数字をお示しいただければ結構です。もうこの件はいいです。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第35号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第35号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

大きく3点について、今回改正がある。地方税法の改正によるものなんです。いまの説明で大体わからんこともないんですが、一つは年金所得者の、これ、表題に申告手続きの簡素化、これは去年から所得税はもうやれらていると思うんですけどもね。それで寡婦（寡夫）の記載の追加と書いてあるねけど、これ、住民の皆さんに説明するときね、いままでは何かがあって、それがなくなったから簡素化されたわけでしょう。これまであったものがなくなったという説明、いま聞いててちょっとわからなかったんですが、要するにいままではもっと煩雑なやつを今回は年金保険者、特別徴収義務者に提出する扶養親族の申告書にこれを書くことによって、年金所得のある人の申告が楽になったということなんでしょうけど、何がなくなったのかというのをまずもう少し説明してもらえます。そうでないとね、今度こう変わりましたよって説明できないんですよ。

○議長

税務課長。

○税務課長

ここの追加はですね、例えば寡婦（寡夫）の場合は控除が27万ございます。いま現在、年金所得者の方は、特別徴収するわけでございますから、400万

以下の年金所得収入の方は申告不要ということで、この23年、いわゆる今年度の確定申告からそういうふうになっておりますので、その関係もございませうから、いわゆる特に所得税の計算はその控除をいわゆる特別徴収義務者、日本年金機構でもう計算をして、所得税をそこで計算できるというひとつのメリットがありますし、400万以下の収入の方については申告不要ということもございませうので、住民税についても、住民税を申告する場合はですね、新たに確定申告をする必要がないということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6番

あと、東日本大震災、平群町の場合、いまのところそういう申告はないということですが、これもね、これだけ読んだってちょっとわかりにくくて、要するに震災で被害を受けてですね、財産としての価値が減った場合に税金の控除を認めるというように見えるんです。それをこれまで3年だったのを7年に延長する。そういう理解でいいんですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

基本的には、いままでの通常の譲渡期限を、これも震災に限らず、居住財産の譲渡については3年と定められています。特に、ですけども、災害被災者の支援ということで、被災された方のいわゆる譲渡の期限を特別7年に延長するというものであります。

○議長

山口君。

○6番

あと、固定資産税ですけどね、いま、相当詳しく説明していただいたんですが、いまの説明だと、要するに平成6年、1994年にバブル弾けた後、国は市町村の固定資産税が大幅に土地の下落で減ると、だから、それまで公示価格の約二、三割を評価額としてたのを一気に7割に上げる。2.5倍から3倍、2倍から2.5倍に上げるわけですね。そのことによって一気に固定資産税が増額になるのを防ぐために負担水準というのを設けたわけでしょう。それが毎年5%ぐらいずつ上げて、土地の下落分以上を上げてきてですね、土地は下がってるのに固定資産税が上がるっていう矛盾をですね、政府はこの間やってきたわけじゃない。それは市町村の財政を助けるためという大義名分はあるんで

すけどね。払うほうはたまったもんじゃないですよ。

ほんで、ここに来て、まだまだ土地が下がる。だから、いままで8割を上限にしてた負担水準を2年間90にして、26年度から、もう目いっぱい行きますということでしょう。次何が起こるかいうたら、いま、公示価格の7割にしてる評価額を次上げてくるわね。結局、地価下がって、高いときは高いやつで払わされて、下がっているのに下げずにそういう国の法律で国民からはどどん金を取るといふ、こういうシステムじゃないですか。

いま、課長は、地価が下がっているから払う分は変わらないと。平群町は負担水準8割超えて、ほとんど100行ってるんだと、こういうことでしょう。払い過ぎてるじゃないですか、取り過ぎてるじゃないですか、平群町は。国の指導から言えば。本来80%でとめてですね、その分で固定資産税を住民の皆さんに請求するものを、もう100になってる言うたら、もう2割。じゃ、私なんかは、いま、固定資産税、家と土地、土地だけで言うたら何ぼぐらいかな。4万ぐらいかな、4万か5万やったと思いますが、これ、2割引いてもらったなら七、八千円違うんですよ。平群町の全体の固定資産税、いま、10億も切ってきてますけども、特に一般住宅で言えば、余分にとっているということでしょう。そこに問題があるんちゃうの。そこをやっぱりきちんと説明しないとね。影響は1万2,000円ですって。住んでる家だから、別に土地の評価が幾らであったって、住み続ける限りあんまり意味のないことです。売るわけじゃないから。意味のないことですけれども、高いときには高い固定資産税払わされて、下がったときには下げないようにするっていう、こういう矛盾があるということはやっぱりしっかり住民の皆さんに説明する必要ある。そういうあこぎなことを国がやってるんだということなんですよ、結局。だから、そのところをもうちょっと、この2行の書き方じゃさっぱりわからんわけでしょう。

さっきも言いましたけど、私たち議員は住民の皆さんから聞かれたら説明しなければならぬ。賛成するにしろ、反対するにしろね。固定資産税、もう変わってるわけじゃないですか。だから、そのところ、これは質問になるかどうかは別にして、いま私が言ったことで間違いはないですか。その点だけ確認します。

○議長

税務課長。

○税務課長

いまの御指摘でございすけども、ちょっと難しいところも実はございす。平成5年までは市町村で独自で評価をしてたことが、6年から、先ほど申しましたように、負担水準をもうけて全国一律の公示価格の7割ということで制度

が改正されて、その影響が少なくともその当時あったことは間違いないと思います。

ただ、それが改正されたことによって正当な土地の取引も含めて正当化されてきたのではないかなというふうに思っておりますけども、公示価格の7割がいわゆる土地の取引価格ということではいま現在なっていないところもあるかもわかりませんが、それが全国的に統一されたという一つの大きなメリットもあるのかなというふうに思っておりますけども、先ほど山口議員さんの言っておられる指摘についてはですね、その当時やはり地価が一律に公示価格の7割にすることによって平群町の中では各団地は税収が上がったということは間違いないのかなというふうに答弁させていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○6 番

いま、質疑の中でも言いましたように、固定資産税のこの評価額についてはですね、1992年以降、国が評価がえを取引価格に近づけるということで、それまでの公示価格の二、三割程度から7割の水準まで引き上げたと、さっきも言いましたが、地価が下がり続けても税負担が増える、または横ばいという矛盾がずっとあったわけです。その緩和措置として、先ほど説明のあった負担調整措置、これが行われて、もう既に20年近くなると。平群町では既ですね、地価が下がり続けてますので、負担調整措置がない状態にまでなっている。100%ということですね。

しかし、本来、固定資産税は銀行とかオフィスビル、平群にはあんまりありませんけれども、こういうところ、商業活動をするところは高く、一般商店は低くと、さらに庶民の住宅についてはさらに低くするという収益還元方式、こういうものにすべきだというのが私たちの立場です。

いずれにしても、居住のための住宅の固定資産税が高過ぎる、いまの収入が大きく減っている中で、高過ぎるというのが実態です。それを引き下げていく、これが本来の姿です。

平群町の場合は特に超過税率までしてるわけですから問題だというふうに思

いますし、今回の条例改正で、負担調整措置を廃止してもですね、もう既に平群町の場合、ない状態ですから、それでいいというふうにならないというふうにも思いますし、そういうことも指摘して、要するに住民の本来なら下がるべき固定資産税を下げないようなこういう条例の一部改正については反対をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

今回の条例改正、住民税関係は要するに簡素化していくということで一定の評価ができますし、それと東日本の震災関係については、被災者の救済措置ということでいっている、固定資産税につきましては、るる、いろいろ税務課長のほうで御説明もされましたが、長いバブルの平成5年のときから、負担調整率70%ということですずっとやってきたわけでございます。

課長がおっしゃっていただきましたように、実勢価格との開き、土地の売買並びに平群町の財源といたしましても、長い間の平群町にははっきり言うて企業、法人税関係、いろいろそういう関係は非常に乏しかったわけでございます。それで、国の税法上の改正に従って、いままでやってきたことでございます。この関係につきましても、国の関係でございしますので、私は国の政策について、今度の法の改正について尊重したいと思います。よって、賛成いたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

本案について原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。

日程第6 議案第36号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

本案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第36号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

まあ影響ないと思うんですけど、これは国保税とどういうふうに関係するんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

仮にですね、この条文が適用されない、3年のままになりますと、万が一こういうケースが発生した場合ですね、ここに書いてありますように、譲渡損失の損益通算がですね、繰越控除の特例に該当しないということになりますので、所得が変わってくるということから、国民健康保険税に影響があるということでございます。

○議長

山口君。

○6番

国保税は控除はあんまり関係なかったんですが、この場合はこの控除も認められてるということですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

そうでございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第7 議案第37号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第37号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第8 議案第38号 平群町立保育所条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第38号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

山口君。

○6番

説明でわかりましたけどね、前も言ったけど、その提案理由、もうちょっとちゃんと書いてもらわれへんかな。こんなん国の法律変わったから変えますじゃ、そんなん説明にならんでしょうが。いま説明した中身をここへ書くべきなんですよ。こんなんやったら、5月の議会運営委員会のときの説明のほうが詳しいやんか。だって提案理由って、これ、わざわざ書いてるのは何のためですか。住民の皆さんにわかるために書いてるんでしょ。後の説明でわかるけれども、前も言ったと思うんやけどね、何でそこちゃんとせえへんかな。国の法律のこういうところが変わったので、その国の法律の変わった中身と関係する条例の中身をきちっと説明してこそ説明になるわけでしょう。ほかのかて、そら十分とは言わへんけども、これは余りにもひどいでしょうが。説明でわかるっちゃうようなもんやけど。はっきり言うとね、議会は議会だより出してるでしょう。そこで議案の中身を説明するんですよ。賛成であろうが、反対であろうが、可決すれば、当然住民に影響するわけですから。だから、別に私はその中身にとやかくないですけども、もうちょっとまじめに、いや、まじめでないとは言わへんけどやね、前も指摘したやん、これは、何回も。町長どうなんですか。あなたが出されてるんですから。

○福祉課長

申しわけございません。口頭で申し上げましたように、提案理由、もう少し文章でも事前にわかりやすく整理をして、以後気をつけたいと思いますので、

よろしく御理解を願いたいと思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第38号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご
ざいませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
しました。

10時40分まで暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時25分)

再 開 (午前10時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

先ほどの件、税務課長より発言を求められておりますので許可いたします。
税務課長。

○税務課長

貴重な時間をとっていただきありがとうございます。

先ほど山口議員御指摘がありましたように、借りられた住民さんが今後どれぐらい返済残っているかという質問でございます。額といたしましては2億7,915万6,000円ということで御報告させていただきます。よろしく願いします。

○議 長

日程第9 議案第39号 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第39号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

山口君。

○6 番

付託議案なんで、ちょっとだけ。

いま説明のあった新旧対照表の2ページの第3条2項の5号、事業区域外から土砂の搬入または搬出を伴わない事業でと、こうなってるんやけど、ここは文面上、その搬出入を伴わないということになれば、区域外からは搬入やけども、搬出は区域内からということになるのではないかというふうに思うんですが、その辺、きちっと理解がそうなのかどうか。その点の確認をしたいんですが、いかがですか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

3条の、これ、搬出入が伴わない工事というのは、もともとある許可不要案件ということで、当初からそういった定義をされておったということで、そのまま引用させていただいておるんですけども、ちょっと表現上指摘がございましたので、もう少し精査をさせていただきますけども、もし不備があれば文言修正はさせていただきます。基本的には区域外からの搬入ですね、搬入ということに対して非常にそういった行為がございますので、その辺のところについて定義をしたということでございます。

それと、区域外からの搬出入を伴わない工事、これは一つの一連の区域とい

う規定をしております、これまでは一切それは土砂条例の対象外であるという判断をしております。

ただ、一定、我々行政としても状況把握をしておきたいという、そういった趣旨もありましたので、事前届をしていただいて、それで確認をすると、そういった趣旨でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

別に運用はそういうのでちゃんとやられたらいいんですが、要するに除外規定であればなおさらね、要するに、事業区域外から搬出なんて言うたって、これは関係ないことであってやね、町が預かり知らんことでしょう。よそでやってるやつを町は何も規制できないわけだから。ということになれば、当然この「事業区域外からの土砂の搬入または」の後に「事業区域内の搬出を伴わない」、これ、事業として許可も何も要らんのやったら、それこそ書く必要なくなるわけだから、どうしても書くというたら、正確を期するためにも事業区域内からの搬出を伴わないというふうにしないと、だから、これを入れないと、区域内から搬出は別に関係ないんだということになりますよ。というふうになると思うんやけどね。だから、ここは私はちゃんと正確にやっぱりきちっと文言を入れるべきだというふうに思いますんで、いま精査するという話だったんで精査してもらったらいいですけども、直せるものならあさっての委員会までにそこは訂正して出していただければというふうに思いますけど。

○議 長

森田君。

○4 番

やっと条例改正ができたということで、一定の評価をさせていただきたいと思うんですけども、この種の条例は性悪説に立たないとですね、いろいろあの手この手と違反行為があるということなんですね。

一つ質問したいんです。先ほど山口さんのことも、私も同じように思っておりますんですけども、この条例は奈良県の自然環境保全条例に基づく届け出じゃないかなと思うんです、私はですね。これはそうすると、町長にも届けて、県知事にも届けないといけないということになるんでしょうかね。もしかそういうことであれば。あれは自然環境条例であれば届け出でよかったですね。土地の動かす、盛り土とか何かする行為についてはですね、知事あてに届け出がよかったと思うんですけども、それは、また明後日の総務委員会で付議いただきたいと思うんですけども。

もう一つは既存の不的確について。既存、無許可でやったものですね。課長の話であれば、適用除外というのですけども、除外というのは無許可なんですか、許可を受けた工事に対してなんですか。その辺、ちょっと御答弁いただけませんかでしょうか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

ちょっと質問の趣旨に的確に答弁できるかどうかわかりません。また御指摘あればおっしゃっていただいて。

自然環境保全条例につきましては、当然のことながら奈良県の自然環境保全条例という、そういった条例に基づいての届け出。従前に環境保全地区という区域指定をされております。その区域指定の中で行為を行う場合につきましては県知事に届ける。当然のことながら平群町経由ということでございます。

土砂条例につきましては、これは保全地区の区域内外を問わず平群町全域で行うということでございます。ただ、土砂条例と自然環境保全条例、同時に出していただくという、そういったケースもあるということでございますので、仮に適用除外の行為であっても自然環境保全条例の届け出は必要になってくるケースもあるという、そういう想定でございます。

無許可の件でございますけども、これは土砂条例の無許可なのか、もしくは他法令に基づく行為を行って、それが無許可でやっておる、いろんなケースがあると思います。それは当然のことながら、随時、その土砂条例の抵触する場合については、その法律に基づいて規制を行っていく、指導を行っていくと。当然のことながら、これ、6カ月の試行期間というんですか、周知期間を設けますので、来年の1月1日以降については今回の新しい条例の適用の中での指導になってくるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

自然環境保全条例との関係はよくわかりました。ただし、先ほどの無許可の行為については、許可を出していないわけですね。その行為については適切に指導なりするという事なんで、具体的にこの適用ができるのか否やだけちょっと確認、もう一度御答弁いただけますか。

それと、堆肥について、木片チップの堆肥が西山間部でよく見かけるわけなんですけど、その扱いはどのように理解していいんでしょうか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

まず、無許可の場合ですけれども、当然、無許可で行為をっておられるそういった造成工事については、段階を踏んでですけれども、許可が必要な場合については許可を取ってくださいという、そういった指導を行っていくということでございますので、これは新条例に移行した、そういった即座に何かはどう変わるといことじゃなしに、段階を踏んで行政手続を行っていくということには変わりはありません。

それとですけれども、堆肥の積み上げの関係でございますけれども、土砂等ということが、これが対象になってまいります。土砂等というのは、土地の埋立て、盛り土及び堆積に供するもので、廃掃法に規定する廃棄物以外のものをいうということで、これは条例2条で定義をされておりますので、当然のことながら、これは堆肥については適用除外という、そういう扱いでございます。

○議長

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第40号 平成24年度平群町一般会計補正予算(第1号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第40号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

窪君。

○8 番

8ページの保健衛生費の予防費委託料315万6,000円を増額補正で計上していただいておりますが、簡単にいま説明がありましたように、乳幼児に定期接種をされてきました生ポリオですね、小児麻痺のワクチンの接種が9月から不活化ポリオワクチンへと一斉に全国で切りかえるに当たっての増額補正だと思いますけれども、ちょっと数点にわたり確認をさせていただきたいんですけれども、生ポリオと不活化ポリオが変わることによって、変化ですね、対象年齢と、定期接種ですので無料化は変わりませんが、あと、接種回数と接種方法、また、接種時期について再度確認をさせていただきたいと思いません。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに変わったときの接種回数と対象年齢等の御質問だというふうに思います。

まず、お答えいたしたいのは、実はまだ国のからですね、すべていろんな通知が来ておるという段階ではございませんので、その辺をちょっとまずお含みいただきたいというふうに思います。

現時点で、案として提示をいただいておりますのは、従来どおりのことで対応していくということで聞いておりますので、変化がないというふうに考えております。

ただ年齢的にも既に打っておられる方、例えば1回とかですね、打っておられる方の取り扱いについては、ちょっと微妙なところもございますので、まだちょっと、いま、その時点では詳しく決まっておるということではございませんが、いままでの生ポリオワクチンと不活化ワクチンの対象を実際に接種する期間とかですね、同様に考えておるということで、いま現時点では聞いておるところでございます。

○議 長

窪君。

○8 番

大変びっくりしているんですけれども、300何万という大きな増額補正を

されるに当たりまして、国のほうから来ていないということですが、いろんな情報流れておりますね。私も確認で言わせていただいているに当たるんですけども。対象年齢はいままでと変わりませんよね、3カ月から7歳6カ月未満を対象で、定期接種、無料化ですけれどもね。接種回数は2回から4回になると思うんですけども。また、接種方法は集団。なぜ私がこういうことを言わないといけないのか大変疑問ですけれども、集団接種から個別の接種になると思うんですけども、そうじゃないんでしょうか。その意味で、この増額補正をされたということはどのような観点から増額補正をされたのか説明をお願いしたいんですけども。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

まず、現在示されております案ではですね、不活化ポリオワクチンにつきましては、一応単独です、1期20日から56日の間に3回、それから初回の接種終了後の6カ月の間隔を置いて1回ということで4回ということになっております。

それから、おっしゃっております個別接種になるのではないかとすることは、こちらのほうもそういうふうを考えて、一応予算組みはさせていただいておりますが、実は今週にですね、県が市町村向けの説明会をする予定をいたしております。

その中で、いまおっしゃっているように、個別接種のみということで、最終決定になるのかどうかというところでは、申しわけございませんが、現時点ではまだちょっと確定したという情報はまだ入っておりませんので、申しわけございませんが、そういうことで御了解のほどお願いします。

○議長

窪君。

○8番

315万6,000円ですね。これはどのような計算をもとに出してこられたのでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

積算の御質問でございます。315万と申しますのは委託料のところでございますね。その委託料につきましては、一応現在個別接種ということが言われております。ただ、確定ではございませんので、そういった形の予算措置をさ

せていただいております。

ただ、現時点ではですね、ワクチン等の金額がなかなか確定をしておるということではございませんので、こちらのほうから問い合わせをいたしまして、大体このぐらいになるのではないかとこの予想がございしますが、そういった中で一応1回当たりの委託料を算定をいたしまして、それでも積算をさせていただいたというところでございます。

○議 長

窪君。

○8 番

だんだんわからなくなってきたんですけれども、委託料ということは、いままでの春と秋にね、この生ポリオですね、集団接種されてきたけれども、ここ、ワクチン関連、ポリオ麻痺の懸念から接種控えがされてきたから不活化ポリオワクチンにということで、去年から、もう以前からずっとそのような国の中で出てきまして、承認されて、ことしから国、9月から一斉にということだと思っておりますけれども、委託料を計上されているということであれば、これは個別接種ということですよ。集団接種から個別接種になるかどうかわからないというような、いま、御答弁だったんですけれどもね、個別接種と集団接種両方があるわけでしょうか、それとも個別接種は確定しているから、今回増額補正をされていると私は認識していたんですけれども、そこがまだ未確定のまま増額補正を今回計上されたわけでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

そこは非常に確定していないから難しいところだと思うんですけれども、いろんなワクチン接種につきましては、いま議員さんお述べのように、個別接種に、一応このものだけではございませんが、個別接種になっておる現状がございします。それでですね、一応そういうふうな形で個別接種でおそらく採択といいますか、最終的に決まるのではないかとこのことで、町としてはそういう形で予算措置をさせていただいております。

ただですね、集団接種については、そしたらどういうふうな取り扱いになるかというところがですね、もう国のほうから、もうこれは一切個別接種ですよというところの、まあ言うたら説明ですね、それについては、まだ今週ですね、県のほうが市町村を集めてされますので、そのあたりできちっとした説明が出てくるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

大変担当課のほうも、国のほうからすべてにわたりまして情報が遅いということはよく理解をしているんですけども、しかし、今回計上されたのは、対象者の皆さんに早く適用したいということで計上されたと前向きにとらえていきたいと思います。

ただですね、9月から個別、単独での接種は9月以降にということで、いろんなマスコミを通じて情報が流れておりますけれども、いま、4種混合ということで不活化ポリオが入りまして、4種混合というのは11月以降にという情報も流れておりますのでね、しっかりと県のほうから正しい情報が入りましたら、広報、またプリズムめぐりでもいろんな健診等もやっていただいておりますし、また、そこに来られない方、多くの対象者の皆さんに、いままで接種理解があったということですのでね、このポリオのワクチンというのは無料でまた定期接種が引き続きできますので、丁寧な対応をお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

いまお述べのことについては、私どもの方も正しい確定した情報が入り次第、当然、住民の方々にいろいろとPRをしていかないかんとということについては、もうそのとおりだというふうに思っております。

○ 議 長

ほかにございませんか。高幣君。

○ 7 番

補正予算で8ページの一番下に、農林業振興費という科目で約1,300万円、1,250万円が計上されております。これについてはいろいろ考えてみたんですが、できればこの明細についてを町当局から議員さんに御理解をいただくように述べていただきたい。特になぜかと言いますと、昨今の道の駅、くまがしステーションですけども、きょうも決算書ですか、皆さん方へ配付されておりますとおり、よく見ていくと、売り上げが低迷していると、こういう状況下も見えてるわけなんです。

こういうことを活性化を図るためには、今回、総補正予算額の約2分の1の1,250万円を計上なされていることは私は非常に必要なことだと。また、皆さん方にも御理解をいただくためにも、経済建設としてできればこの詳細について御説明願いたい。

ただ申し上げることは、きょう、地域振興センターの決算報告等が、事業報告等が皆さん方のほうに御提示されている24年度分を見ても、余りにも簡単にしか書かれていないので、できればきょうこの機会に道の駅のPRを兼ねても、経済建設課長にちょっと説明をいただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、活性化センターリニューアルということで、それぞれ予算措置をさせていただいております。明細を説明をということでございますので、若干説明させていただきます。

まず委託料でございます。これはですね、金額が100万ということで、まずレストランリフォームにつきまして考えております。これにつきましの設計等、あと、管理業務の委託業務、それと直売所の新設ということで、これは駐車場部分ですね、いまのそのとれたて市の建物のちょうど東側部分の駐車場、7台の駐車スペースがあるんですけども、そちらの場所で新設をしたいと、こういうふうに考えております。これの設計であるとか建築確認、そういった業務の委託業務ということで考えております。

続きまして、工事請負費でございます。工事請負費につきましても、先ほど申し上げましたように、直売所を増設をしたいということで考えておまして、その増設の建物の建築費、それとそれに伴う電気設備、または空調設備、そういった費用、それと当然のことながら外溝工事が発生してきますので、外溝工事の費用と、それと一部レストランの内容をリフォーム、中身をリフォームしたいというふうに考えております、それに対しての費用ということで。レストランのリフォームにつきましましては、現行、4月から和風から洋風に変えたという、若干メニュー変更をしております。価格設定につきましても変えさせていただいております。

それに伴いまして、現在あります畳のスペースですね、小上がり席、この小上がり席については撤去をしたいというふうに考えておまして、そういった部分に要する費用ということで、これも含めて工事請負費ということで、すべてで850万という措置をさせていただいております。

あと、最後、備品購入費なんですけども、これはですね、既存のとれたて市の野菜、果樹で使っております陳列棚、これがですね、当初から使っております、非常に老朽化をしております。それと形状が斜めで2段使いされておまして、非常にお客さんからしたら見づらい、取りづらいというのがある。そ

れと老朽化してると、そういうのがありますので、陳列棚を新設したいというのが一つ。それともう一つは、先ほど申しましたレストランのですね、和風から洋風にイメージチェンジをするということで、現行のテーブル、いすにつきましては新設をしたいということで、そういったことで備品購入費ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

いまの説明で、私なりには理解してるつもりなんですが、非常に現場の、特に陳列棚の話も出ましたけれども、現場で販売というんですか、あるいは持ってこられてる農家の方からも、汚いという話が相当出てるんですよ。そういう意味では、やはり道の駅っていうのは衛生的でなければならない。これが一番だと思います。いわゆる食品を売ったり、食品を食べていただいたりするわけですから、こういう観点で十分検討をお願いしたいと思います。

できるだけこういう感覚の中で、活性化ですからね、活性化センターですから、活性化に向けた形でよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

ちょっと関連して言いますが、もちろんいまの説明で大体わかるんですけどもね、いろんな苦情というか、いろんな意見を聞きます。道の駅は、いま、売り上げが落ちてるという話もありましたけれども、それでも土日とか平日、私もたびたび立ち寄りますが、非常に人の流れもあってですね、それについては非常にありがたいことだというふうに思うんですが、建物の前、駐車場との間でいろんな店が出されてます。一定の基準において許可されてるんだと思うんですけどね。一部、いつとき改善はされましたが、地域振興センターのあそこで言えば道の駅の駅長になるのかわかりませんが、勝手な、要するに基準関係なくですね、この人嫌いだから入れないとかね、もうあしたからやめてくれとかいうのがいつときあったということも、これはちゃんと正確に調べてくださいね。すべてが正しいということでないですから、そういう話も聞き及んでいるので、いま、高幣議員のほうから陳列棚の問題もありましたが、これについてもね、いろんな制作活動をされている方がちょっと置かせてほしい、当然だれでも彼でも置かすということではないんですが、その辺、どのような基準

で置くのか、当然、平群町の名前を広める、平群町の地域の活性化のためにあるわけですから、平群町の住民の方でいろんな制作活動に取り組んでいる方のものをちょっと置くとかいう、そういうものも必要になってくると思うんですね。そういう場合の基準をやっぱり明確化してね、要するに職員の、ちょっと語弊ありますけど、恣意的な形でそれがだれのを置かしてだれのは置かないということがあってはならないと思いますんで、その辺の基準、あればそれでいいんですが、いろいろ聞いてると、なかなかそうはなっていない部分があるやに聞いてますんで、その辺はちょっと、答弁は要りませんけども、今後改善する方向が大事じゃないかと。

それから、食べ物について、別に洋風でも和風でもそれはいいんですが、ただ何か高くなって、ターゲットを要するに町内の人より外の人と、こういう町内の飲食業者の方に配慮されているのかもわかりませんが、しかし、以前から平群町も高齢化の中で、高齢者夫婦の方がですね、ちょっとやっぱり、昼、月に1回か2回ぐらい外で食事したいというときにね、道の駅だったらゆっくりできるわけですね。それがなかなか値段も高くなって、洋風になるとなかなか難しいと。その辺もね、考え方の違いがありますんであれですけども、ちょっとその辺についてもね、しっかりした私は議論の中でやるべきだと。

当然、道の駅ですから、よそからいっぱい人来てもらうの当然ですけども、町内の人にもやっぱり利用してもらうというのは私は大事だというふうに思いますんで、その点も一言言っておきます。

それと、これは質問になりますが、さっき窪議員からあったポリオワクチンの問題ですけども、その315万6,000円、健診委託料、それはええですけど、積算はしっかり説明してもらわないと。金額出てるんだから。どういう積算でこの金額、ただそのとおりになるかどうかは別としたって、予算ですから、根拠があって出してるわけやからね。それを説明しないというのはやっぱりおかしいですよ。そこはきちんと説明するか文書で出してください。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、積算のほうを御説明を申し上げます。

315万円の積算でございますが、まずですね、ワクチンの委託料ですけども、一応1万880円、1回当たり、そういうふうな積算をしております。これは先ほど言いましたように不確定な要素もございますが、一応こういう形で積算をさせていただいております。より詳しく申し上げますと、診察料が4,750円、注射料330円、管理事務費350円、ワクチン代5,450円と

ということで1万880円ということで積算をさせていただいております。

それからですね、対象人数のほうでございますが、今回の生ポリオワクチンの対象者からですね、積算をいたしまして、それぞれ大体60%程度の接種率があるのではないかということで、約290回の積算をして、315万ということで出させていただいております。

それから、すみません、ちょっと先ほど窪議員さんの御質問の中でですね、ちょっと勘違いしておりますして申しわけございませんでした。接種回数につきましてはですね、議員さんお述べのように2回ということでございますので。

発言する者あり

○健康保険課長

いや、生ポリオワクチンのほうです。不活化ワクチンのほうは4回ということでございますので、申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議 長

山口君。

○6 番

これに関連して。これは全額一般財源になってますけど、国からの交付税措置とかはあるんですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

交付税措置があるかどうかまで、ちょっと私どもで把握をしておりますませんが、従来の関係であると、普通交付税のほうの中にですね、積算根拠が算入されるのではないかと思います。ただですね、これ、9月からということでございますので、おそらく算定のほうがもう近々にあるのではないかというふうに思いますので、ちょっと今年度についてですね、どういった算定になるかは、申しわけございませんがわかっておりません。

○議 長

窪君。

○8 番

いま、山口議員質問されましたけど、先ほど、私、この315万6,000円に対するどのような内容でこのような補正を上げられたかという説明をしていただきたいと言ったんですけれども。いま丁寧な説明をさせていただいてるんですけれども。副町長、大変失礼だと思うんですけれども。前で町長とお二人

がずっとうなづかれておられたのは、私。ちゃんと、やはりね、このような316万という大きな額を住民のために出しているのに当たりましてね、余りにもちょっと課長の失礼な、質問に対する、じゃないでしょうか。御発言をお願いします。

○議 長

副町長。

○副町長

ただいま健康保険課長より説明のありました内容につきましては、窪議員御指摘の内容、私どもも感じているところがございますので、今後の説明につきましてはよりわかりやすく丁寧にさせていただきたいと思っておりますので、それで御了解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

窪君。

○8 番

本当に、先ほども私も山口議員が別のことで提案理由の説明が、本当に大事なことを口頭だけでって、私も同じような意見だったんですけれども、今回、このように比較して出していただかないと、国からそういうのができていないということですね、それでももう少しきつく言われたら回答するというふうな、これは余りにも行政としては怠慢ではないかと厳しく指摘をしておきたいと思っております。よろしいですか、課長。2回から出されるのにね、変わらないっておっしゃいましたけど、2回から今度不活化になることで4回になるわけですよ。集団接種も個別もわからない。わからなくても計上されていらっしゃいますよね。これは大変失礼なことだと思います。厳しく指摘をしておきたいと思っております。

それから、いま、活性化センターのリニューアルですけれども、それに伴いまして、被災地の、すみません、被災地3県ありますね、東日本大震災の、その被災地のそういう物品というんですかね、特産物とか、そういう置くコーナーを、置いてほしいというお声がたくさん聞いてるんですけれども、そういうコーナーはいま現在、私も隅々からきっちり見たことはありませんので、ありますでしょうか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

被災地のスペースの御質問でございますけれども、先ほどですね、山口議員のほうからも御指摘があったんですけれども、意見ですね、建物前の露店スペース

のそういった基準を明確化してはどうかというようなことがありましたんですけども、基本的にその建物の周辺につきましては、外部の業者等によりまして露店経営をされておりまして、これにつきましては現状も何件かの店舗が立地をされておりまして、もしそういった店舗を、仮設店舗を置くとすればそういった場所になるのかなというふうに思います。

ただ、私ども、まだ現場にその辺のところの詳細までは聞き取りしておりませんので、これにつきましては貴重な御意見をいただいておりますので、現場とも確認もさせていただいてですね、もしそういったことで可能であれば、前向きに検討していったらどうかというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○ 8 番

どうかよろしくをお願いします。

まだまだ復興が本当にスタートしたところでありましてけれども、大変厳しい状況ですので、住民の方々も少しでも支援したいという思いがたくさん皆さんありますので、どうか前向きによろしく願いしておきたいと思います。

○議 長

繁田君。

○ 1 1 番

同じく活性化センターのリニューアルの件なんですけれども、先ほどの課長の説明ではですね、とれたて市の東側の駐車場7台分を販売されるスペースのほうに変えられるということだったんですね。駐車場のスペースと、それから外のトイレの建物について言えば、あれは県のほうの管理になってるはずだと思うんです。

当然駐車場を販売所に切りかえるということについては、県との協議は済まされていると思うんですけれども、その状況はどうなのかということと、それから、そのスペースには障害者の方たちの駐車場スペースがとられています。それがなくなってしまうわけなんですけれども、その代替案というか、それに対してどういうふうな対応をしていけるのか。

それと、もう一つ言うと、土日はやっぱり非常に来客が多くて、駐車場スペースがいっぱいいっぱいの状態で、当然第2駐車場もあるわけなんですけれども、かなりガードマンさんが立ってても駐車スペースを見つけるのに混乱している状態にあります。さらに7台分の駐車場が減るということは、かなり来訪者にとっては不便になるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの対応ですね、それについてはどう考えておられるのか。

あともう1点は、コミュニティバスの停留所があの中にあるわけなんですけれども、そのコミバスの停留所のところに来訪者の車が駐車をされていることが多々見受けられます。そのあたりの交通整理もどうしていかれるのか、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、何点か御質問いただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まずですね、その駐車スペース7台分を撤去するということに対しての県との協議は終えているのかという御質問だったと思います。

道の駅くまがしステーションは、道の駅部分と、それと要するに活性化センターという、そういった区分に分かれております。道の駅のスペースはですね、当然これは国道168号線の道路区域の一部であるということで設置をされております。区域としましては、その外のトイレですね、トイレのエリア周辺から国道のエリアにかけて、駐車場部分も含めて、それが県有地でございます。そのトイレの部分から西側の部分、くまがしステーションの建築されている部分につきましては町有施設という、大きく言うとそういったことでございます。

今回、要するに花卉、植木、または観葉植物等々を置きたいという、そういったスペースにつきましては、町の施設ということでございますので、これにつきましては県との協議は不要であるということで判断をしております。

それと、車いすスペースでございます。これはですね、いま現在、道の駅の部分、それとくまがしステーションの部分、この周辺部分の駐車台数が普通車で35台、車いすが4台、大型車をとまるスペース、これが3台という、そういった構成になっております。今回新たに建築したいという場所につきましては、車いすスペース2台、それと普通車スペースが5台ということで、合計7台分のスペースがなくなるということでございます。

したがいまして、その車いすスペースの確保の必要があるのかということでございますけども、これ基準で言いますと、奈良県福祉のまちづくり条例という基準がございまして、その基準の中では、道の駅とかそのくまがしステーションというのはお客さんとしては一体利用されてるといようなことでございますので、駐車台数、もしくは車いすの駐車場については一体的に考えてもいいという判断をいただいております。

そういうことで言いますと、現行、2台つぶれても2台分あるということでございますので、基準としてはこれで問題ないであろうという判断でございま

す。

ただですね、利用者のニーズはどうかということ、それは別問題でございますので、いま、その車いす用の駐車台数を増やすということは検討しておりませんが、これはもう少しニーズを把握する中で、予算執行までに検討してまいりたいということで答弁とさせていただきますと思います。

それと、土日の対応でございますけども、道の駅は第1駐車場、それと第2駐車場ですね、ちょうど南側に新設した場所。それと第3駐車場ということで、ちょうどケーキ屋の隣に設置しておるんですけども、その3カ所で対応させていただきます。

土日につきましても、特に第2駐車場については満杯になっておりませんということで把握をしております。いつときには満杯になる可能性はありますけども、基本的にはですね、その第2駐車場にお客さんを誘導していきたいということで考えております。

最後、コミバスの停留所に一般車がとまっているという御指摘でございますけども、これは貴重な御指摘をいただいておりますので、ガードマンにも周知徹底をしましてまいりたいということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

やっぱり車等で来られる方の駐車場については、いま、ニーズを把握する中で検討したいということだったんですけども、減るといのは障害者にとっては不利益になるわけですから、これは2台減らした分についてはどこかで2台を確保するという、そういう姿勢で取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

それから、第2駐車場、南側の駐車場なんですが、これは動線としては、利用する側からしたら、動線悪いんですよ。信号のところから折れて、第2に駐車して、そこから最短の距離で道の駅のほうに行けるかというたら、フェンスがあって行けないんですわ。もとの信号のところ、交差点のところまで戻ってきて、バイパスを横断して、道を横断して、道の駅に行かないといけないという、動線的に非常に、まあまあ歩けばいいんですけどね、健康な人は。ちょっと面倒くさいなとか、そういう心理的なもので言えばね、ただ、そのあたりをもう少し改善できないかと思うんですが、その点も含めて、今後の課題として検討していただきたいと思っておりますので、指摘をしておきます。

○議 長

ほかにございませんか。下中君。

○10番

先ほどから出ております活性化センターでお伺いします。

直売所を新設ということで、多分これは、理由はわかりませんが、直売所が狭いのか、また納入者が増えたのか、それとも新たな戦略としていまの駐車場のところへ新設するという事なのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それと、ワンフロアではないと思います。別棟になりますので、多分そうだと思いますけれども、その辺、どう考えておられるのか、それが実際別棟で現行の直売所と段差もありますし、多分別フロアになると思いますけれども、その辺、一体的に利用するのであれば、ワンフロアのほうがいいかなと私は思いますけれども、その辺、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

まず、なぜ新設なのかという御質問でございます。

これはですね、説明をしますと非常に長くなりますので簡潔にさせていただきますけれども、23年度で緊急雇用の関係で、委託業務ということで、活性化センター検討業務という業務発注を行っております。これはですね、活性化センター検討業務だけじゃなしに、農業の検討業務であるとかですね、あと、観光部門の業務発注等々も行っております、一定全員協議会等でも説明を行ってきたところでございます。

それがですね、ことしの3月ですね、業務期限でございますので、一定そういった報告が出てきたという中での問題提起なり改善策、そういったものに基づいて今回の予算執行を考えていきたいという、そういった趣旨でございます。

それでですね、まず、いまのとれたて市のスペースでございます。これは、増設もしておりますけれども、全体で約60坪でございます。その内果樹、野菜コーナーが40坪、それと、あと、植木コーナー、これが20坪、そういった専用スペースになっておることでございます。

当然、申し上げましたように、陳列棚を斜め台を2段使いをしておることがございます。当然、2段使いしておりますので、2倍の量が置けるということもございます。それを新たに平台の1段使いの陳列棚に変えるということもございますので、物理的に専用スペースの関係で、要するに狭くなるというか、現状のまま移行すると無理があると。それが一つ。

それと、やはり果樹、野菜と切り花コーナーを同時に設けて、それを同じように買い物かごに入れて買うというのが衛生上どうなのかという、そういったところもありました。そんなことも含めて、分けるほうがベターであるという、そんなことでございます。

新たに施設する場所については、駐車スペースの1段階より下がった場所の駐車場の場所で設置をしたいと考えておりますので、当然のことながら、ワンフロアとしては使えないということで、お客さんには一定不便をかけるということにはなります。

ただ、物理的にワンフロアで使おうとすれば造成工事等が伴ってまいるというようなこともございますので、これがベストな選択というふうには考えておりませんが、いまの現状の中で考えられる精いっぱいのかえということで、こういうことで措置をさせていただいたと。

それと、現在の建物のエントランスの奥側のところで、鉢物、観葉植物が陳列されております。この場所については情報発信コーナーということで強化をしたいと。したがって、この場所に陳列しとる植物についてもすべて新しく設置をする場所に移行すると、こういうことも含めてリニューアルをしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議 長

下中君。

○10番

よくわかりました。同じような商圈の中でこういう施設もたくさんできてきておりますし、また、飲食のほうについても商圈の中にたくさんできておりますので、やはり平群町のくまがしステーションということで特色あるものを出していくと、それを前面に出すということで、これから設計等にかかられると思いますけれども、十分吟味して取りかかっていたきたいと思っております。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7番

先ほど私から何か火をつけたような形になっておるんですけども、本当に道の駅については、もう少し町サイドも真剣に地域振興センターと連携をとった形でやっていただきたい。特に、あえて言わないでおこうと思ったんですが、メニュー問題等についても、お客様を、リピートする、リピーターを呼べる、そういう形で考えていただきたい。また店も同じことだと思うんです。ああ、あの店、もう1回行ってみたいなど思っていただけ、そういう経営を切にお

願いをしたいと思います。

以上、参考までに申し上げます。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

くまがしステーションについてはいろいろ御努力していただいて、本当に平群の顔という形にも言えるような発信の道の駅になっていると高く評価をしております。

今回この補正でね、一つだけちょっと、2点ぐらいになると思うんやけど、繁田議員さんのほうからちょっとお聞きされた、あこ、540平米ほど平群町の土地がありまして、そこへ今度建てられるわけなんやけど、100平米ぐらいというふうに聞いてるねんけど、まずね、あこはフラワー、お花とか、そういう鉢植えとかを置かれるということで聞いてるねけど、上には野菜、その陳列物、2段を1段にしてより一層お越しになった方に買いやすく、また、見ていただきやすく、また、生産者にとっては広い陳列を確保しようということについては非常に喜んでおるわけですが、上は重たい、下は一般的ですよ。軽い。お花は軽いと、これは言葉悪いけど、それは水を入れてやってたら、これは別としてね、そこら辺で生産者の組合の、今回分離しますわね、これ、課長。これについて、どのような、一定の対応をされたと思いますねけど、その点一つ。

そして、大体どこでもスーパーというのは基本的には段はないわけ。もうすぐ車で行って、コンビニであったって、直接お店へ入れる。それはそういうことも考えておられたと思うんやけど、けれども上になっている、今度野菜置き場ですわな、これ、段ついてますわね。それでこっちのほうにそれはおトイレのそこから上がるスロープがございますけども、今度、そこへフラワーの一つのテントをつくられた場合の外溝の関係の工事ですね、どのように段を緩和していく、階段を緩和していくようなお考えを持っておられるんかと、行為的にどのようにされるのかと、この2点だけちょっと御答弁いただけますか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

まず、生産者の理解はという御質問でございます。

いま現在登録されている生産者は約280名程度であるというふうに聞いております。生産者のくまがし生産者の会という会を組織をされております。その中で、その会長以下、いろんな役員の方々がおられます。生産者の会の役員

の方々が10名おられまして、その10名の方々には、今回のリニューアル、要するに植木コーナーを新設する、または果樹、野菜コーナーについてはこちらで使う、または陳列台は平台にする、平台にすることによってトレー出しから直出しになる。いろんな改善が想定されますけども、そういったことに対して全員の署名捺印をいただいております、同意書をいただいておりますということで、生産者の理解は得られておるといふふうには判断をしております。

それと、あと、段差の問題でございますけども、これは当然フラットな敷地で、それで動線を確保するというのがベストであろうというふうに思います。いま現在、食料等、それと要するにスロープの設置が可能であるかどうかというのを検討しております。

いま、ざくっと高さを見ますと、縦断勾配で約20%前後になるというふうに想定をします。余り縦断勾配きつい場合はやはり危険でありますので、スロープは困難でございます。できるだけこれは生産者が台車で搬入するということも想定する中で、スロープの検討を行う。同時に生産者の方々ともそういった話し合いをする中で外溝工事については検討を加えていきたいということで御理解をいただきたいといたします。

○議 長

馬本君。

○12番

一番肝心なことは、やっぱり生産者の方の中で、不協和音じゃないけども、いろいろあったら一番困りますんで、そこについては一定、課長は、役員さん等にはいろいろ御理解をいただいたということで、本当に私が心配している以上のことでいろいろ手はず言っていたきまして、まずありがとう。感謝を申し上げます。

それと、いま、フラットの関係で、外溝の工事につきましても研究をしていくということでございますので、ひとつより一層平群町のほうへ道の駅を利用される方が利便性もよくなり、また行きたいなというような施設になるように、また課長としてもより一層の御努力をお願いしたいといたします。

以上です。ありがとうございます。

○議 長

ほかにございませんか。植田君。

○5番

いま、くまがしのことが出てて、利用者の側から少し課長のほうにお願いしておきたいんですけども、今度また一般質問させてもらいますが、レストラン部門でメニューがほかに変わるときに、一切それまで、事前の周知というんで

すか、こう変わりますということが利用者の方々に対して何もされなくて、ある日突然行ったらメニューが変わっていたみたいな話をお聞きしたんですね。多くの方々は何でやということで、いろいろな声を私もお聞きをしています。

そういう部分では、今度、増設をされるというところで、そこに移行する部分もありますので、それについてはきちっとやっぱり事前にこういうふうに変わりますよと、利用者側に対しても丁寧なやはりそういうお知らせというんですか、ということでちゃんとしていただきたいと思います、これをお願いいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 55分)

再 開 (午後 1時 33分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 1 1 議案第 4 1 号 平群町道路線の廃止について

日程第 1 2 議案第 4 2 号 平群町道路線の認定について

以上 2 件を会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第 4 1 号 議案第 4 2 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

奥田君。

○ 3 番

路線数、延長も増えたということは平群町の財産が増えたということになると思いますねけども、それによってどういうふうな利益があるんか。道路明示にしたかて、一方的に明示できるんかどうか。それと地方交付税にどんな、幾らの反映があるんか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

2 点の御質問でございます。

まず、道路の明示の関係でございますけども、その境界明示の町道の明示、水路の明示、法定外公共物の明示、これにつきましてはすべてGISでデータ管理をします。したがって、スムーズに検索できるというのと、今後、何というんですか、利活用の面でもスピーディにできるという、そういったメリットはあろうかと思えます。ただ、その明示のやり方が変わるとか、そういったことはありませんので、従前どおりそれは執行していきたいと思っております。

あとですけども、交付税でございますが、交付税の影響額ということで、ちょっと種類がいろいろあるんですけども、全体で言いますと650万程度の交付税の増加が見込まれるということでございます。

○議 長

ほかございませんか。高幣君。

○ 7 番

結構非常にデータとしては見させていただいてありがたいと思っておりますが、このデータの中身はどういう内容が登録されているか。別のきょうじやなくても結構ですから、例えば中間点はどこだとかね、ちょっと見た感じすぐにわかる。いま現在、これ見てましたら、起点終点だけですから、この真ん中がどこにあるのかとかですね、そういうのをこの地図の上で見てもなかなか見にくいところがありますので、後で結構ですから、内容をちょっと教えといてもらったら何かに役に立つと思いますので。特に、これ、自分のことを言うたらいけませんけれども、私は若葉台に住んでまして、おそらくこのうちの一級路線の何番かになるんです。じっと見ましたら、0105路線になるんですけれども、この0105路線を見た場合、大字名がエンドと終点だけですから、それがわからないんですよ。

そういう意味で、そういうふうなデータの中身、これはもう充実してると思っています。いまも話のあったように、カーブミラーの話とか、例えば防火水槽の話もそうですし、そういうものもこのデータの中に入ってるのかどうかね、ちょっと教えていただきたいのと、後で1回そういう中間点を書いたデータを教えていただきたい。どんな入力されているのか。お願いをしたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

中間点を書いているのかどうかということでございます。議案の中で配付させていただいております調書でございますけれども、これは調書とそれと1万分の1のルート図ということで、非常に見にくい図面で申しわけございません。私ども、成果としていただいておりますのが、これ以外にですけれども、説明の中でも申し上げておりますように、当然のことながら、データ管理ということでパソコン管理をするんですけれども、そのアナログのデータと言いますと、これ以外にですけれども、路線網図ということでお配りをさせてもらった1万分の1の図面より、それ以下、精度の高い2,500分の1の路線網図ということで、その冊子。それと、あと台帳図ということで、それよりまだより詳しい図面ですね。それには幅員等も記しておるということで、これは縮尺で言いますと1,000分の1。主にその全体図面等、そういったものを照合する中で、町道の延長、幅員等は起点終点も含めてですけれども、確認をしているということでございます。

あと、もう1点の中身はどうなのかということでございますけれども、若干申し上げておりましたけれども、境界明示の確定区間ですね。あとですけれども、地番図、航空写真図、それと公園、上下水の管路図、法定外公共物、あと農道、

ため池等、それと交通安全施設ということで、カーブミラーまたは道路灯、それと防犯灯、そういったデータがすべて取得しておりますので、それにつきましては今後GIS化と連動させて維持管理をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

じゃあ、具体的にですね、例えば自治会あたりがそういうことを求めた場合、町としてはそれは提出いただける、提出というんですか、出していただけるものなのかどうかお尋ねします。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

いま申しあげましたのは、あくまでも役所内のパソコンで閲覧できるという、そういうシステムでございます。もし必要に応じて、防犯灯なんか自治会管理の防犯灯がありますので、そういった部分についてのデータ提供はできるのではないのかなというふうに思っております。

○議 長

高幣君。

○7 番

ありがとうございます。

そうすると、このマップについても、その箇所について出してほしいと言え
ば出るのかどうか。マップ上で。それはいかがですか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

図面で提供できるのかどうかという、そういうことであつたかと思ひます。
ちょっとですね、図面に防犯灯の位置関係まで記した図面が出力できるかどう
かというのはいまの時点では確認をしておりません。

だから、ちょっとそれは業者とも調整をする必要があろうかというふうに思
ひます。自治会の方が要望される中では必要最小限の部分については出して
いきたいというスタンスで行きたいと思っております。

○議 長

高幣君。

○7 番

なぜそういうことを言うかということ、最近、これは別の角度ですけれども、防災関係等でいろいろと自治会さんが活動されておりますので、そういうときに便利よく使えればと思って質問したわけです。

以上です。

○議 長

窪君。

○ 8 番

すみません。今回のデジタル化によってGISを課を横断して取り組まれるということで、大変大きな役目を果たすのではないかと評価をしたいと思います。

それで1点、いま、課長のほうから、この内容のことを説明をいましていただきましたけれども、この道路の老朽化とか、補修とか、そういうたぐいのもはこれではわからないわけですか。補修したとか、いつ道路ができて、道路の維持管理の部分での、そういう内容がこれではわかるのかわからないのか教えていただきたいと思います。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

路面状況の把握でございますけども、それにつきましてはすべてデータの中に入れてございます。したがって、リアルタイムでその路面はどんな状況かというのがわかります。

あわせて、維持補修を行ったときにつきましては、それはその時点で時点修正をかけていくという、そういった形の管理を行っていきたいということでございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

いろいろお聞きになられている方もあるんですけども、この路線図ですね、ホームページに私は開示すべきじゃないかなと思うんですけども、そのこととですね、大阪市なんかもう幅員まで、道路幅員までオープンにされておるようですし、目的が違うんでしょうけども。

それと、先ほど道路標識のメンテナンスというんですかね、パソコンの入れかえについてですね、例えば上下水道課の公共下水道が入ったと。例えば道路標識であれば住民生活課になるのか、わからないと。どなたが責任を持ってこのメンテナンスをやられるのか。その2点。

○議 長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいまの御質問でございますが、ホームページの掲載という部分でございます。ちょっと、いま、この網図自身をそのまま原寸なり、現状のままホームページのほうに記載ができるかという部分ではちょっと疑問を持っております。と言いますのは、かなり網図自身は細かい図面になってございますので、それをどのように上げていくかというのは、まだちょっと今後検討させていただきたいというふうに考えております。ただ、行政情報でございますので、住民の方には一定お示しをさせていただくという方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

日常のメンテナンスですけども、いまの現段階ではサーバーが1台、それとそれに伴う連動しているノートパソコンが2台という、そういった形の体制でございます。だから、現時点では経済建設課のほうで閲覧して修正していくという、そういったことになっています。

ただ、今後の展開と言いますか、当然課がまたがっておることがございますので、そういったシステム構築ということにつきましては、ちょっと、私どもの経済建設課だけじゃなしに、ほかの課も交えましてですね、そういった形をとれるような形で検討、協議をしてみたいと。それはいま協議してるところでございます。

○議長

ほかにございませんか。奥田君。

○3番

先ほど、法定外公共物と言われましたけどね、里道やとか、そういうふうな把握はどの程度されるんか、ちょっと説明してください。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

法定外公共物は里道、水路ということになるろうかと思っておりますけども、里道、水路のデータにつきましては、すべてそのデータの中に入っております。あわせまして、申し上げておりますように、法定外公共物の境界明示のそういった明示の確定データ、それもすべて入っております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

今回、全部を廃止して、また新たにということなのですが、先ほど説明のあった新規51、それから廃止7、この路線については別途資料を出していただきたいんですが、いかがですかね。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、あす以降ということで、委員会のために提出させていただきます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第41号、議案第42号は会議規則第39条の規定により総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案2件は総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第43号 本町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第43号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。奥田君。

○ 3 番

公共下水道の負担はわかりましたけども、流域下水道の関係はどういうふうになっていますか、ちょっと説明してください。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

要するに斑鳩町が下水道使用料金を徴収いたします。その有収水量に基づきまして、斑鳩町のほうから県の流域の方に維持管理負担金を支払うということになります。

○ 議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第43号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第14 議案第44号 平群町土地開発公社の解散について
を議題といたします。

ここでお断りを申し上げます。

ただいま議題となっております土地開発公社の解散については、地方自治法第117条の規定により、土地開発公社の理事及び監事の職にある議員は除斥の対象となります。よって監事の職にあります高幣幸生君の退席をお願いいたします。

高幣議員退場

○議長

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第44号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

これまで説明してきたって、こう言うんだけど、全員協議会とか、それから昨年の11月の総務建設委員会、それからことしの2月と4月の全員協議会ですね。あとは3月の定例議会で、予算との関連もあって説明はしてるけども、本来議事録にきちっと残る形で詳細な説明というのはなかったように思うんですが、いまの課長の説明だったら、何かずっとしてきたみたいな言い方されてますが、それはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

それと、私はもちろん、全国的に公社の塩漬け土地が問題になって、国がそれを助け船として三セク債発行を認めるという形でね、それを清算というか、きれいにしていくという、そのこと自体は仕方がないし、それでしかやむを得ない措置だというふうにはもちろん思うんですが、もうちょっとね、やっぱり、何て言うのかな、議会にも、住民説明会でもやられていますから、ある程度そういう開示はされてきているということはもちろん承知しているわけですが、これ、解散、きょう、これ、今回、ここで議決ということに多分なるんだろうけども、そうであっても、あと、清算まで、もう今年度いっぱいかかるというスケジュールになってますんでね、もうちょっと今後のスケジュールについて、きょうの資料でもらってる公社の実施計画書の中に、解散までのスケジュールも一定書かれています、これのもうちょっと詳しい中身ね、例えば清算人の選定とか、いろいろ言葉が出てくるんですが、具体的にそれがどういうものでどういうふうにするのかというのをもっと詳しくしたもの、資料を私は議会にきちんと提出していただきたいというのが1点。

それからすね、この間、18億7,000万簿価があるということでした

が、公社の用地はそれ以外に全くないのかどうか、借金がそれだけあるというのはもちろん銀行との関係ですからわかるんですが、公社用地がそれ以外にないのかどうか。この点が2点。

3点目はですね、4月12日の全員協議会で私が質問させていただきましたが、住民の皆さんに開示するという意味で、住民説明会で来られる人数はそんなに多くもありませんから、広報等でですね、この間の経緯、なぜこのようになったのかという経緯について、住民の皆さんに説明すべきではないかという質問に対してですね、もっと詳しい形でわかりやすい形で連載も含めてやっていくということも考えたいというか、検討したいというか、やるとは言わなかったと思いますが、そういう答弁でした。それはどうされるのか。その3点について御答弁をお願いします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

もう少し詳しい資料をという御質問でありましたけども、これまで一応町のほうで用意できる資料についてはすべて出してきたつもりです。解散手続き等々につきましては、以前にも資料としては出してきたものであるというふうに認識しております。

用地につきまして、いま出てる簿価の金額で出てる以外にあるんかないんかというふうな御質問ですけども、これも公社がっております保有土地についてはすべて出してありますんで、それ以外にはありません。

それから、全協の質問の中で、広報等で連載にしてでも住民の方というふうな情報公開のお話がありました。できるだけ町としては、これまでたびたび、再三にわたって申し上げてますように、情報の開示については全面的に開示していくというふうな方針ですんで、ホームページのほうにはすべて資料、ホームページは非常に膨大な量を載せることができますので、載せてます。

ただ広報の場合は、紙面の都合がありますので、かなり制限されると思うんですけども、それでも、先ほども意見をおっしゃいましたように、連載でコンパクトにまとめた形で載せることは可能かなというふうに思いますので、載せて周知させていただくという方向で考えていきたいというふうに思っています。

○議長

山口君。

○6番

いや、最初に言った詳細スケジュール、こういうのはもちろんもらって、最

初のほうでも出てました。ただ、その中でね、例えばですよ、最後に債権放棄の議案が議会にかけられるわけです。例えばいまの段階で、どれぐらいの債権放棄、これはどういう中身か私も詳しくは知りませんが、例えば18億7,000万、実際に借りる金はずっと多くなりますけれども、その借金を要するに町が肩代わりするわけですから、しかし、この間の鑑定評価ではですね、全体が4億ぐらいでしたか、3億ぐらいでしたか、相当な金額が要するにマイナスになるわけです。

その分、町は当然債権放棄して、公社の責任を問わないと、こういうことになるわけでしょう。だから、そういうことも含めてですね、今後、どっちにしたって、これから後、8カ月、9カ月ぐらいで全部公社を清算してしまうわけですから、それまでの間のこういうふうに数字でね、平群町はこういうことをする、議会はこうする、公社はこうするというような流れだけじゃなくて、これそれぞれ一つがどういう形、全部、これ、金もかかるし、きょう最初の説明の中でも、公社最後に解散するに当たっては、移転登記等の経費もかかってくるということでもありましたからね、その辺、もっときちんとね、金額も含めたわかるような資料を私は議会に出し、同時に住民にも開示していく必要がある。そういう意味で言っているんであって、これまで説明してきたというのは、私は、それは形としてこういう方向で、こういう流れでやりますというだけで、住民の皆さん、これ読んでわかりますか。専門的な知識がないと私はわかりにくいというふうに思うんで、それをちゃんと出してほしいということを行っているのは1点目です。

2点目に、ないのであればないのでいいんですが、それはそれでいいです。

それから、3点目に聞いた、いま載せる方向と。いつから載せるのか、そこまできたら答えていただければありがたいんですが。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

広報の掲載につきましては、議員さんの議決いただきまして、そのことも含めて、近い広報のところから載せていくように考えていきたいというふうに思います。

それから、先ほども申されましたけども、清算人のこととか、登記等の関係とか、その辺の詳細にわたって今後出てくるというふうなお話がありました。その辺につきましては、我々としましては、基本的にはすべてオープンにしていきたいというふうに思っていますんで、不十分な点がありましたら、また、議員のほうからも御指摘をいただきましたら、その点につきましても考慮して、

資料なり説明なりをしていきたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

1点目で聞いているのは、その流れはここに書いてあるんですから、もちろんこのとおりなんでしょうけれども、これ、一つ一つが、ちょっと言い方難しいんですけども、普通のというか、普通に読んでわかる形で載せてほしいという、載せてほしいというか、資料がほしいということを行っているんであってそれはちょっと検討してもらいたいということ。

それから、広報に近いうちに載せる。それはそれでありがたいと思うんですが、その場合に、単に資料的に数字の羅列ではなくて、基本的には公社として先行取得する経過から、あと、塩漬けになった、なぜなったのかということも含めて、そういうことも含めて、きちんと住民の皆さんに知らせる。私はそのことが一番大事だと思う。

数字だけ幾ら並べたって、ああ、なんでこんな少ないねんということぐらいしかありませんから、それらの経過、この間、議会の全員協議会などでも議論したような経過も含めてですね、私は広報に載せていただきたいと思っていますので、先ほどの答弁は多分そういうことだと思いますんで、そういうことでぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでやってほしいのと、スケジュールについては、わかりにくいところがあったらもう一度言いますけれども、もうちょっとこういう専門的な言葉だけじゃなくてですね、細かくこういうふうにしていくんだというのを出していきたい。

それは、だからできたら今議会中に出していただければ一番ありがたいんですが、それと債権放棄については、最終的にそれは何ぼになるかというのは土地全部売ってみないとわからないと言われればどうしようもないですけども、いまの段階でこれぐらいが債権放棄の額になるというのがわかれば、そういう資料も出していきたいというふうに思います。

○議 長

答弁はいいですか。

○6 番

別にええよ。僕が言うてるので間違いなければ。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほども申し上げましたけども、基本的にはすべてオープンというふうに考えていますので、そのつもりでずっと資料をつくって御説明申し上げていましたけども、わかりにくいという御指摘ですんで、その辺について、もう一度考えさせていただきまして、資料を再整理させてもらいたいというふうに思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第44号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。
高幣幸生君の入場を許可いたします。

高幣議員入場

○議 長

日程第15 議案第45号 西和衛生試験センター組合規約の変更についてを議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第45号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第16 議案第46号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第46号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第17 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局 長

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

平成24年6月5日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目3番4号

氏 名 野口幸子

生年月日 昭和21年11月30日

以上でございます。

○議 長

町長の説明を求めます。町長。

○町 長

人権擁護委員候補者の推薦について説明申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

野口幸子氏は、平成21年10月より人権擁護委員として活躍いただいておりますが、平成24年9月末に任期満了を迎えるに当たり、引き続き野口幸子氏に人権擁護委員として活躍いただきたく、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りいたします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

続きますして

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

平成24年6月5日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘5丁目3番25号

氏 名 山本公一

生年月日 昭和24年6月20日

以上でございます。

○議長

町長の説明を求めます。町長。

○町長

人権擁護委員候補者の推せんについて説明申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

山本公一氏は、長年小学校教諭して地域社会の福祉向上のため御活躍いただきました。人権擁護委員として適任であると考え、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長

お諮りいたします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

日程第19 認定第1号 平成23年度平群町水道事業会計決算の認定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

認定第1号 提案理由説明

○議長

続きまして、監査委員から審査結果の意見を求めます。馬本監査委員。

○監査委員（馬本隆夫）

それでは、監査報告を、委員としての報告をさせていただきます。

監査委員の水道事業会計決算審査結果の報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道管理者から審査に付され

ました平成23年度平群町水道事業会計決算の審査の結果について、御報告をさせていただきます。

審査意見書については、議案と同様に皆さんに配付させていただいております。

審査の概要はその中の1ページに書いてありますように、平成24年5月15日から5月24日までの期間、審査に当たりました。

また、水道庁舎において、所要の現地審査も行いました。

あわせて、例月に実施しております出納検査の検査事項も参考に審査いたしましたことを申し上げます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法、水道法、平群町水道事業給水条例等の規定に基づき、おおむね適正かつ正當に処理されていたことが認められます。

なお、監査委員からの個別の意見につきましては、11ページに「結び」として記載をしております。

次に、決算審査内容の概要につきましては簡潔に報告を申し上げます。

平成23年度の給水人口は2万62人と、前年度と比較して153人の減少となっておりますが、給水件数は7,723件と、前年度と比較して47件の増加となっております。

年間総配水量は227万4,589立方メートルで、前年度に比べ5万407立方メートルの減少、有収水量は205万1,190立方メートルで、前年度に比べ5万4,977立方メートル減少となっており、有収率は90.2%と、前年度比較し0.4ポイントの低下となっております。

給水収益は、4億2,834万4,331円（消費税抜きの金額。以下も同様とする）と、前年度と比較しますと980万3,069円の増加となり、営業外収益や営業外費用、特別損失をそれぞれ計上した結果、平成23年度の純利益は1,500万6,474円を計上いたしております。このような数値からすれば、平成23年度はおおむね健全な経営がなされているということを評価しますが、以下の点について改善を図るよう強く要望いたします。

まず、従前から指摘をしてきた水道料金の未収問題について、いまだ十分な徴収がなされているとは言いがたいものであり、水道事業者は誠実な水道利用者の負担の公平性という視点を忘れてはならない。また、万一、水道料金の十分な徴収がなされないまま未収の水道料金を不納欠損処理するといった事態となれば、水道料金の踏み倒しによるモラルハザードが引き起こされる可能性があることを水道事業事業者は強く認識すべきであります。

よって、未収の水道料金については、徴収に向け、最大限の努力をすべきこ

とを強く要望いたします。また、不納欠損の処理をせざるを得ない場合も、明確なプロセスと法的整合性を十分に精査し、誠実に水道料金を支払っている水道利用者の納得が得られるよう努力すべきであることを付言いたします。

最後に、水道事業管理者は、昨年3月11日に発生した観測史上最大と言われる東日本大震災を教訓に、さらに東南海、南海地震の発生が予想されている中、大規模な災害や事故に強いライフラインとして危機管理体制の強化に努めることをまずもって要望いたします。

そのライフライン確保につきましては、計画停電、いまテレビでよく放映されていますが、計画停電並びに災害時のとき、基本的に水道庁舎におきましては自家発電装置は一切備えておりません。それと、水道庁舎並びに高区配水池施設、そして浄水場等、水道施設に対する耐震診断はするべきであるというふうにあえてここで申し上げておきます。それはライフライン確保のためでございます。そのために安定的な経営基盤の確立が必要であり、少子・高齢化による給水人口の減少や節水意識の向上、節水器具の普及等より給水収益の大幅な増加が期待できないことから、未収金の徴収はもとより、有収率の向上等に努力され、公営企業の経営意識に徹し、一層の合理的かつ効果的な経営を目指し、町民生活の向上と福祉の増進に寄与されるとともに、安全で安心かつ良質な水の安定供給に努めるよう要望いたします。

以上でございます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

3ページのところの3番の営業外収益の(4)ところの雑収入のこの内訳がわかればお教えいただけませんか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

すみません、お答えします。

水道庁舎の敷地内における関電柱の占用料、それと水道庁舎の敷地内に上下水道のサービスセンター協同組合、ここの賃料になっております。

○議 長

森田君。

○4 番

水道決算ですけども、これ、公会計ですので、課は上下水道課でありまして、水道担当、下水道担当いるわけなんですけども、一般的に言うと、建物は減価

償却しておるわけですが、収入として建物の使用料、例えば光熱水費というのとはどのような扱いになっているのでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

庁舎における光熱水費については水道会計のほうからの支出となっております。

○議 長

森田君。

○4 番

それはおかしいんじゃないですか。特別会計じゃなくて、水道事業は企業会計になっておりますので、当然、人頭割並みの家賃をもらうとか、水道光熱費は人頭割でもらうとか、そういうことが何か覚書とかいうことで交わされてるのでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

御質問の趣旨としましては、いわゆる下水道部門については町長部局ということで、下水道部門の事務所の使用に関しての光熱費の負担を水道会計の方にしてるかというような御質問かと存じます。

基本的に水道庁舎に町長部局であるところの下水道担当職員が事務所として使用してるわけですが、言うまでもないことですが、全くの他団体、あるいは民間団体に貸してるというわけではありません。あくまでも平群町の全体の組織機構の中でですね、もともと水道については水道部がありまして、水道部長がいて、水道課長がいたと。そのころから幾度かの町の全体の機構改革の中で、部、課の統廃合ありまして、それでいま現在上下水道課となっていると。

目的としては、当然行政の効率化と、例としていいのかどうかは別としまして、例えば課長の人件費なんかについても、そういった組織の効率化を図る中で、もともとは水道会計で部長課長の人件費すべて支出してたところを、いま、課長人件費の2分の1に相当する分を町の方、一般会計から繰り入れするというようなやり方で人件費の削減にも寄与しているところです。

光熱水費等ですが、額としてはね、おそらく算出したとしてもかなり低い額にしかならないだろうと。下水道部局の職員が使用してる、例えば事務所の床面積にしても30平米前後の話です。大きな庁舎の中でその程度ですので、それについても、額的には算出したところで大したことじゃないだろう。町と

一体的に行政をする中で、一つは組織統合した中で、職員間の相互協力だとか、緊急時の支援なんかも含めて効率化を図ってきた中で、光熱費、あるいは事務所賃料、これを負担するべきか負担しなくてもいいのかと、ここら辺については、私知る限りでは、例えば条例なり法律なりに規定されてるような文言はないのかなというふう考えております。

よってね、おそらくこういったことについては各自治体での町長なり水道事業の管理者の裁量の範囲でのことかなというふうには考えております。

ただ、御質問ですから、県内にも、各自治体、組織の改編ありまして、上下水道部局が統合されて、水道庁舎に下水道部局なんかが入ってる例もかなり増えてきておりますので、それについては、一回県下の状況を調べさせていただいて、その上でちょっと考えさせていただきたいというふうに存じます。

○議 長

森田君。

○4 番

合理化とかいう問題は直接いまの経理処理とは関係ないことをごさいますので、よく他の自治体等もお調べになって、問題の内容にしていきたいというふうにお願いだけ申し上げておきます。

○議 長

山口君。

○6 番

いまの質問はそなん違ふねや。公営企業会計やってるわけでしょう。これがね、どっちも普通に特別会計でやってるんだったら別に問題ないのよ。企業会計ということは、ずっと、水道の場合は、10年近く前は2億以上あった欠損金が毎年の黒字で1億2,000万まで減ったわけじゃない。そしたら、これまで水道料金ずっと黒字で、じゃあ、値下げの話をしてるときに、欠損金がこれだけありますからできませんという話でしょう。公営企業であれば、当然、水道事業以外のところに貸してる分は、金額が多かろうが少なかろうが、きちんと計算して取るのが当たり前だというのが今の森田さんの、当たり前と言いつたんかどうか知らん、そこはどうなってますかということでしょう。

ということは一切もらっていないということじゃない。下水道の分については。職員のいてる面積かどうかは別やん。下水道のあそこの入札は会議室使わないのかい。違うでしょうが。駐車場使わてないのか。下水道の用事で来る人、駐車場使わないの。そういうことを言ってるんであって、よそなんか調べんでええねや。平群町としてどうするかや。できるだけ、要するに企業会計でやってるんだから、そこをきちんとしたらどうですかということやと思うんですよ。

だから、いま、島野課長が答えたのは、もう全然関係ない。いままでこうやって努力してますって、そんなこと質問じゃなかったと思うんですよ。そこはやっぱりちゃんとね、よそを調べてやる必要ないんちゃう。平群町として、企業会計はどうあるべきかということできちんとやればええだけの話だと私は思うんですけども、どうなんですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まあ関係ないと言われたらそうなのかもわかりませんが、私が言っているのは、経過としてそういうことで、確かに賃料や光熱水費は一般会計からの支払いはないという事実を申し上げて、もう一つ私の見解としては、そこら辺のことは町長なり水道事業管理者である町長の裁量権の範囲のことなのかなというふうに考えているわけです。

○議 長

山口君。

○6 番

あのね、企業会計やっているということは、水道代を払ってる人はお客さんや。ほんなら、その人らで、あそこの水道庁舎、土地も建物も別に平群町で水道の資産でしょう。ここにずっと載ってるけれども、建物も、土地も企業会計やってるんだから。

それであれば、当然、ほかの部局に貸しても、同じ平群町であつたって、当然水道料金に全部かかってくる問題やから、当然きちっとすべきというのが本来の姿やし、法的にもそうなってんのちゃう。いや、それは別に裁量権でただで貸してるねんって言うけど、それはやっぱりお客さんに対して失礼な話になりませんか。そこのところをちゃんと検討したらええって言うてるんであって、別によその市町村が、よそがどうしてようがそんなことは関係ないっていうのはそういうことよ。別によそがやってるからやらなあかんとか、やってないからやらんでええとかいうことじゃなくて、事業としてやってるわけでしょう。そこが、だから、ほかの会計とちょっと違うから、ということで、多分森田議員の質問もそうやったと思うし、私もいま聞いてて、何か裁量権全部あるみたいなことを言うてるけど、そうじゃないんじゃないかと言うて。これは1回研究してください、検討してください。またあさってありますから。

○議 長

馬本君。

○12番

いま、この決算で見たら、人件費、いろんな事情あって、人事異動あって減ってるやん。23年度決算やで。水道というのはな、もう本当のとめられへんわけや。断水になったら大変なことや。そこでや、下水道課の人にな、よう聞いてや、それ手伝うてもろたりしてない。例えばの話やで。そんな細かいこと言わへんで、私は。いやいや、そのときに、あんた下水道課やらから要らん、来てもらたら困る、あんた言うてるか。これは相身互いやんか。業務でもないねや、下水道課の人は。そやろ。下水の業務や。島野君両方入ってるけど、まあ、これ上下水道課長やけど。あなたは、緊急事態、上下水道起こりました。大変です。いまは人足りません。本庁から呼んでる。下水道課の人、応援に来てもらうてるんちゃうの。例えばの話やで。それ、職務専念義務。これは別の話としてや、調査研究して勉強してくれたら、森田議員の質問に対してはちょっと勉強してくれたらいいけども、そこら辺、ちょっと実態を聞くけどな、下水道課の職員、応援に来てもらてないか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

いま、馬本議員おっしゃった、まさに、もともと私、最初答弁にしたのはそのことも含めて言いたかったわけでした、特に水道、断水、漏水に修理、突発的な事故が庁内のほかの職場と比べたらかなり多いと、そういったときに、やはり下水道部局の職員を動員しまして、場合によったら夜間も含めてですね、相互、助け合いするわけです。そういうことも期待されての組織統合だというふうに考えております。

それを厳密に、例えばその時々々の緊急事態に動員された下水道部局の職員の人件費を割り戻してどうのこうのと、現実それは不可能ですから、やってないわけです。そういったことも含めて、それと、庁舎あるいは土地の減価償却というような話もありましたが、下水道部局の職員があつた庁舎に事務所として使用しているか否かにかかわらず、なくても水道庁舎なり土地というのは償却されていくわけです。下水道課の職員が来たからといって、庁舎の財産価値に何か変わりがあるわけじゃなく、そういう意味では何が違うかと言いますと、光熱費については多少は違いが出てくるだろうなど、ただし、それも先ほど言いましたような職員間の相互支援の体制の中で、あるいは相殺されているようなものでないかなと、そういうことも含めてですね、町長なり水道事業管理者である町長の裁量の範囲のことなのかなというふうに答弁したところでございます。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○ 5 番

質問じゃなくて資料提供だけお願いします。

5 末の未収状況調べ、一覧がついている。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

5 月末ということですか。

○ 5 番

未です。

○ 上下水道課長

2 3 年度末じゃなしに 5 月末、要するに 2 3 年度決算にかかわる未収の状況と。はい、わかりました。

○ 議 長

ほかにございませんか。繁田君。

○ 1 1 番

特別委員会に付託されてますので、資料請求をしておきたいと思います。

1 点は、有収水量が下がっている要因の一つとして考えられるのがおそらく漏水だろうと思うんですけども、その漏水の状況がわかるような資料というても、ちょっと難しいかなと思うので、一応公道関係の修理状況がわかるような資料をですね、出していただきたいというのが一つと、それから、石綿管のほうの入れかえが、これ、去年から行われていないんですね。マイナスの報告が今回延長距離の中で上がってないということは、前年度どおり石綿管としてはそのまままだ埋設されているということだと思うんですが、石綿管も早急に入れかえが必要だということは前々から指摘をされています。これが入ってる主な区域というか、管路がわかるような資料を出していただきたいと思います。

それと、あともう一つは、いま、監査委員さんのほうからですね、浄水場等々の耐震診断というふうな御意見が出てましたけれども、各浄水場からの出水量がわかる資料を出していただきたいと思います。

井戸についてはかなり細かくなると思いますので、井戸は全体で何ぼという形でも構いませんので、一応出水量が把握できるような資料、この 3 点について提出をお願いしたいと思います。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

それでは、漏水状況と関連づけての話になるかと思いますが、公道修理、これも漏水の最も大きな原因ですので、公道修理の状況がわかるような一覧表、それから、石綿管につきましては、その系統なり、その地域がある程度把握できるような資料を一覧表として出させていただきます。

浄水場あるいは井戸からの配水量ですね、そこら辺についても数値化したものを提出させていただきます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算審査特別委員の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付しました名簿のとおり、6名を選任し、委員長に森田君、副委員長に高幣君をお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。

御多忙のところ恐縮ではございますが、あす6日の決算審査特別委員会をよろしくお願いいたします。

先ほどの道路認定の件で経済建設課長より発言を求められておりますので許可いたします。経済建設課長。

○経済建設課長

1点訂正させていただきたいと思えます。

先ほどの議案第41号、42号、道路の廃止、認定の議案の質疑の中で、奥田議員より、道路延長または路線数の増加によりどの程度の経済効果が見込めるのかと、そういった旨の御質問がございました。

答弁としまして、交付税で650万程度の増収が見込まれると、そういった答弁をさせていただきました。

若干訂正させていただきます。この650万というのは普通交付税の額でございます。23年度の基準でシミュレーションしておりますので申し上げます。

普通交付税が652万、それと地方揮発油譲与税、これが86万8,000円、それと自動車重量譲与税、これが225万5,000円ということで、そういったことを合わせますと964万3,000円という数字になります。

したがって、960万程度の増収の見込みがあるというふうに訂正をさせていただきます。

それと、あと、これは時期なんですけども、平成26年度からの収入見込みとなるということになります。それは、今回、6月議会で議決をいただいたとしまして、基準日は平成25年4月1日が基準日になると、このようなこととさせていただきますので、平成26年度からの増収見込みになるということと、そのようなことで御理解いただきたいと思います。

以上、おわびと訂正をさせていただきます。申しわけございません。

○議 長

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時05分)